

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 策定の手引（案）

平成 28 年〇月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

I	指針の位置付け等	1
1	指針の内容	1
2	指針のポイント	2
3	優先的検討規程の例	3
II	優先的検討の開始時期	4
1	指針の内容	4
2	指針のポイント	5
3	優先的検討規程の例	5
III	対象事業	6
1	対象事業の基準	6
1	指針の内容	6
2	指針のポイント	7
3	優先的検討規程の例	8
2	対象事業の例外	8
1	指針の内容	8
2	指針のポイント	9
3	優先的検討規程の例	9
IV	適切な PPP/PFI 手法の選択	9
1	採用手法の選択	9
1	指針の内容	9
2	指針のポイント	10
3	優先的検討規程の例	10
2	評価を経ずに行う採用手法導入の決定	10
1	指針の内容	10
2	指針のポイント	11
3	優先的検討規程の例	12
V	簡易な検討	12
1	費用総額の比較による簡易な検討	12
1	指針の内容	12
2	指針のポイント	13
3	優先的検討規程の例	13
2	その他の方法による簡易な検討	14
1	指針の内容	14
2	指針のポイント	14
3	優先的検討規程の例	14
VI	詳細な検討	15
1	指針の内容	15
2	指針のポイント	15
3	優先的検討規程の例	16
VII	評価結果の公表	16
1	指針の内容	16
2	指針のポイント	16
3	優先的検討規程の例	17
VIII	PPP/PFI 手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項	18
1	指針の内容	18
2	指針のポイント	19
別紙 1	採用手法選択フローチャート	20
別紙 2-1	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書	21
別紙 2-2	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠	22
別紙 3	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）	23
別紙 4	簡易な検討の計算表	32
別紙 5	簡易な検討の計算表（記載例）	34
参考 1	内閣府から各省庁へ発出した通知（抄）	36
参考 2	内閣府から地方公共団体へ発出した通知（抄）	37
参考 3	指針概要	39
参考 4	指針通知の流れ	40

本手引は、地方公共団体が「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下単に「指針」といいます。）2 に規定する優先的検討規程を定める際の参考として作成するものです。

それぞれの項目において、指針の内容を紹介した後、優先的検討規程作成の際のポイント及び優先的検討規程の例を示しています。

I 指針の位置付け等

1 指針の内容

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

平成 27 年 12 月 15 日
民間資金等活用事業推進会議決定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところである。

これを踏まえ、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するための指針を定める。

1 本指針の位置付け

公共施設等の整備等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等をいう。本指針において同じ。）に関する事業（以下「公共施設整備事業」という。）の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等（法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の運営等（法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の方針の見直しを行うに当たっ

ては、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること（以下「優先的検討」という。）が行われるべきである。

このため、公共施設等の管理者等（同条第3項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）は、それぞれ優先的検討のための手続及び基準等（以下「優先的検討規程」という。）を定め、的確に運用することが求められる。

本指針は、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則を定めるものである。

2 優先的検討規程の策定等

公共施設等を管理する国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。

また、公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）を定めることができるものとする。

なお、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程又はガイドラインを定めた場合には、当該優先的検討規程又はガイドラインをインターネット上で公表する。

2 指針のポイント

一 趣旨

公共施設等の整備等に当たり、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することが大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずは PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう人口20万人以上の地方公共団体に対して要請を行ったものです（参考2参照）。

ただし、この重要性は、すべての地方公共団体について変わることはないため、人口20万人未満の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいものとしています。

二 指針と優先的検討規程の関係

地域の実情を踏まえ、指針に基づき、次のイからハを満たす優先的検討規程を策定することが求められています。なお、既にこれらを満たす制度がある場合は、新たに策定していただく必要はありません。

イ 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと

- ロ 客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること
- ハ 評価の結果、PPP/PFI 手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

三 PPP/PFI 手法について

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI はその一類型です。

優先的検討の対象として、公共施設等の整備等に導入することにより、

- ・従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ・協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ・民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

等が期待できる PPP/PFI 手法を位置付けることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

〇〇市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ロ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

- ニ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）

三 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式 OO方式
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ESCO OO方式
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。） OO方式

※ 上記の PPP/PFI 手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）等を追加することも考えられます。

※ 公共施設等運営権方式については、BT方式等と組み合わせて活用することも考えられます。

II 優先的検討の開始時期

1 指針の内容

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- イ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「行動計画」（以下「インフラ長寿命化行動計画」という。）の策定又は改定を行うとき
- ロ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- ハ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）Ⅱ 2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

2 指針のポイント

一 趣旨

公共施設等の整備等の方針を検討する場合に優先的検討を行うこととしていません。例えば、指針 3-イからハの計画の策定又は改定をする場合のほか、

- イ 公共施設等の整備等を行うための基本構想又は基本計画を策定する場合
 - ロ 公営企業の中長期的な経営の基本計画等において、経営の効率化に関する取組を検討する場合
 - ハ 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
 - ニ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
 - ホ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- 等が方針を検討する場合として考えられますが、これら以外の公共施設整備事業に関する計画等の検討等についても追加することが考えられます。

また、例えば、既に公共施設整備事業に着手している場合など、公共施設等の整備等を行う手法が決定している場合（従来手法により実施する方針が決定している場合を含みます。）は、再度、当該事業について優先的検討を実施していただく必要はありません。

3 優先的検討規程の例

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）Ⅱ 2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

※ 上記の計画の策定状況に応じて「策定又は改定」を「改定」に修正してください。

Ⅲ 対象事業

1 対象事業の基準

1 指針の内容

二 対象事業

イ 対象事業の基準

公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

- (1) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

ロ 事業費基準の例外

イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

優先的検討の対象は、次に掲げる事項の全てを満たす事業です。

- イ 公共施設整備事業に該当すること
- ロ 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められること（以下「民間資金・能力活用基準」といいます。）
- ハ 事業費基準を満たすこと

二 民間資金・能力活用基準

事業の性格から、民間資金・能力活用基準を満たすものがこれに該当します。

具体的には、公共施設整備事業を所管する大臣が必要に応じて定めることができるガイドライン（以下単に「ガイドライン」といいます。）を参考にし、優先的検討の対象を明確化することが考えられますが、優先的検討規程の例では、PFI 事業としての実績が多く、費用の削減が期待できる建築物又はプラントの整備等に関する事業に加え、費用の削減又は収入の増加が期待できる利用料金の徴収を行う公共施設整備事業を対象としており、それぞれの施設の例は以下の通りです。

- イ 建築物 文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎等
- ロ プラント 廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等
- ハ 利用料金を徴収する施設 空港、水道、下水道等

このほか、例えば「〇〇施設の整備等に関する事業」のように、各公共施設整備事業の類型を対象事業として規定することも考えられます。

なお、民間資金・能力活用基準を満たさない事業を除外することも考えられますが、指針において「資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである」とされていることに留意する必要があります。

これは、PPP/PFI 手法の資金調達コストが従来型手法のそれよりも高い場合（例えば PFI 事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高い場合）でも、事業全体の費用で見ればコスト削減が期待できる場合もあることから、資金調達に要するコストの差異のみで民間資金・能力活用基準の適合性を判断するべきではないとしているものです。

三 事業費基準

指針では、事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）及び単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）を事業費基準としていますが、PPP/PFI 手法導入を積極的に図るために、これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除されているものではありません。例えば、地域の民間事業者による公共施設整備事業の実施を期待する場合に、当該基準を下げるものが考えられます。

事業費基準を満たすか否かは公共施設整備事業毎に判断することとしています。例えば、複数の公共施設等について一括して整備等を行う事業（バンドリング）については、個々の公共施設等の整備等が要する費用で判断するのではなく、当該事業全体が要する費用で判断することが考えられます。

指針の事業費基準は、内閣府及び総務省が実施した全地方公共団体向けのアンケート調査（「PPP/PFI の実施状況等に関する調査について（依頼）」（平成 27 年 8 月 31 日府政経シ 494 号総行地第 116 号））の結果を踏まえたものです。具体的には、優先的検討規程と類似の制度を有する地方公共団体のうち、指針の事業費基準と同様の基準を設けているものが、建設を含む事業費にあっては約 76%、運営等に限る事業費にあっては約 94%でした。

このように、指針の事業費基準は、既に類似の制度を有する地方公共団体の取組内容を反映したものとなっています。

なお、当該事業費基準は、公共施設整備事業の特殊性により、特別の事情がある場合は変更することができるとされており、当該場合の具体的な事業費基準についてはガイドラインを参考にすることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- イ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

※ 3-1 については、事業の特性を踏まえ、対象とする公共施設整備事業を典型的に記載することも考えられます。

2 対象事業の例外

1 指針の内容

ハ 対象事業の例外

イの基準にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

2 指針のポイント

一 趣旨

対象事業の例外として優先的検討の対象とすることがなじまない公共施設整備事業を列挙しています。

指針3二ハ(3)は、何らかの法的制限があれば優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨ではなく、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できなくなる場合に、これを優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨です。

例えば、空港の運営等に関する事業における航空交通管制業務については、公権力の行使を伴うことから民間事業者への委託ができませんが、当該業務を除いた事業にはPPP/PFI手法の導入が可能ですので、当該事業の全体を優先的検討の対象外とすることは適切でないと考えられます。

3 優先的検討規程の例

三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

IV 適切なPPP/PFI手法の選択

1 採用手法の選択

1 指針の内容

三 適切なPPP/PFI手法の選択

イ 採用手法の選択

公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の四の簡易な検討又は三五の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

多様な PPP/PFI 手法がある中で、具体的に検討している公共施設整備事業の期間、特性、規模等により、採用することができる PPP/PFI 手法を絞り込みます。簡易な検討及び詳細な検討に先立ち、これらを実施する PPP/PFI 手法を絞り込むことにより、迅速かつ的確な検討の実施につながります。

採用手法の選択については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、別紙 1 のフローチャートを参考に用いることが考えられるほか、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案に具体的な PPP/PFI 手法が記載されている場合は、当該手法を採用手法として選択することも考えられます。

3 優先的検討規程の例

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

一 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

1 指針の内容

□ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、公共施設等の管理者等は、次の四の簡易な検討及び

3五の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

検討している公共施設整備事業と同種の事例の過去のPPP/PFI手法の導入実績に照らし、当該手法の導入により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加が期待できると認められる場合、簡易な検討及び詳細な検討を省略し、当該手法の導入を決定することができます。

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、これらを省略することができる場合として次に掲げる二通りを設けています。

- イ 簡易な検討及び詳細な検討を省略できる場合
- ロ 簡易な検討のみ省略できる場合

二 簡易な検討及び詳細な検討を省略することができる場合

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例である場合は、簡易な検討及び詳細な検討を省略することが考えられます。

例えば、採用手法が指定管理者制度の場合については、この場合に該当する可能性があると考えられます。

三 簡易な検討のみ省略できる場合（詳細な検討は実施する場合）

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、詳細な検討を実施することが前提とされている公共施設整備事業については、簡易な検討のみを省略し、詳細な検討を実施することが考えられます。例えば、

- イ 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合
- ロ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合

等が考えられます。

イの例としては、採用手法が「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」が対象としている施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業におけるBOT方式等である場合については、この場合に該当する可能性があると考えられます。

なお、当該マニュアルは、下記内閣府ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(概要) <http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual-gaiyou.pdf>

(本体) <http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual.pdf>

3 優先的検討規程の例

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

ロ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

ハ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

V 簡易な検討

1 費用総額の比較による簡易な検討

1 指針の内容

四 簡易な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、次の五の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次のロの基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなくPPP/PFI手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

ロ 評価基準

(1) 費用総額の比較による評価

公共施設等の管理者等は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額

(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3三において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (i) 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- (ii) 公共施設等の運営等の費用
- (iii) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (iv) 調査に要する費用
- (v) 資金調達に要する費用
- (vi) 利用料金収入

なお、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、公共施設等の管理者等が自ら、候補とされたPPP/PFI手法の適否を検討する段階です。これにより、この段階で、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない公共施設整備事業についてPPP/PFI手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。

二 費用総額の比較による簡易な検討

費用総額の比較による簡易な検討については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、別紙2-1のPPP/PFI手法簡易定量評価調書及び別紙2-2のPPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠を用いることとしています。これらの作成に当たっては、別紙3の記載例、別紙4の簡易な検討の計算表及び別紙5の簡易な検討の計算表の記載例を参考にすることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

5 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

市は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- ヘ 利用料金収入

2 その他の方法による簡易な検討

1 指針の内容

(2) その他の方法による評価

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる限りにおいて、費用総額の比較による評価以外の評価手法を採用することができます。

具体的な手法については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、公共施設等運営権方式、収益施設の併設又は活用等事業収入等で費用を回収するPFI事業等の採用手法について過去の実績が乏しいこと等により、民間事業者への意見聴取等を活用して、簡易な検討を行うことができるものとしています。

3 優先的検討規程の例

二 その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

1 指針の内容

五 詳細な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、三四において PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

ロ 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託するなどにより、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、簡易な検討の結果導入することが不適当とされなかった採用手法による場合との間で、幅広い観点から費用総額等を比較する段階です。

このため、簡易な検討により採用手法の導入が不適当とされなかった場合には、当該採用手法に係る詳細な検討を実施するために必要な予算を要求すること等が必要となると考えられます。

二 検討項目

詳細な検討においては、次に掲げる項目について検討をし、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価することが考えられます。

イ 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討

ロ 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討

ハ リスク分担の検討

ニ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較

- ホ 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
- (1) 当該事業の長期契約への適否の検討
 - (2) 既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。）
- ヘ 採用手法に BT0 方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

3 優先的検討規程の例

6 詳細な検討

市は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

VII 評価結果の公表

1 指針の内容

六 評価結果の公表

公共施設等の管理者等は、公共施設整備事業が3四又は五で PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨

ロ 評価の内容（3四ロ（i）から（vi）に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。）

2 指針のポイント

一 趣旨

採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たすことができます。

なお、PPP/PFI 手法を導入する場合にも、評価結果を公表することとするとも考えられます。

二 公表時期

公表時期は公表対象事項によって異なると考えられます。指針では、「PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨」及び「評価の内容」を公表することとしていますが、後者のうち予定価格の推測につながる事項については、「入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行う」ことが必要です。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 26 年 9 月 30 日一部変更閣議決定）を踏まえたものであり、当該指針においては、入札手続等の公正さを確保するため、予定価格等の公表は契約後遅滞なく行うものとされています。採用手法の評価結果、特に詳細な検討の結果については、予定価格の推測等につながることから、当該指針の趣旨と同様に、入札手続の終了後等の適切な時期に公表することとしています。

また、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び予定価格の推測につながらない事項については、住民及び民間事業者に対する説明に資することから、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞なく公表することが考えられます。

なお、複数の事業に関する公表事項をまとめて公表することも考えられます。

3 優先的検討規程の例

7 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、5 一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

ロ その他の方法による評価の結果の公表

市は、5 二の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

市は、6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

イ PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

ロ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

VIII PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

1 指針の内容

4 PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

一 PPP/PFI手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

公共施設等の管理者等は、PPP/PFI手法の導入の拡大を図るため、PPP/PFI手法に通暁した職員の養成に努めるとともに、PPP/PFI手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行うことが望ましい。

二 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

公共施設等の管理者等は、地域における具体の案件形成を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等）で構成された地域プラットフォームを設置するよう努めるものとする。

また、地域における事業機会の創出、地域資源の活用その他地域の活性化を図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっては、事業の特性に応じ、地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行うとともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させることが望ましい。

三 民間事業者からの提案の活用

公共施設等の管理者等は、民間の資金、経営能力及び技術的能力をより広く活用するため、公共施設整備事業の発案、基本構想、基本計画等の策定の段階において、民間事業者からのPPP/PFIに関する提案を積極的に求めることが望ましい。

このため、インフラ長寿命化行動計画の策定、固定資産台帳の整備等により、民間事業者に対して十分な情報開示を図る必要がある。

民間事業者から提案があった場合は、遅滞なく的確にこれを検討するものとし、その際、「PFI 事業民間提案推進マニュアル」（平成 26 年 9 月内閣府策定）を必要に応じて参考にする。

四 国によるフォローアップ調査及び公表

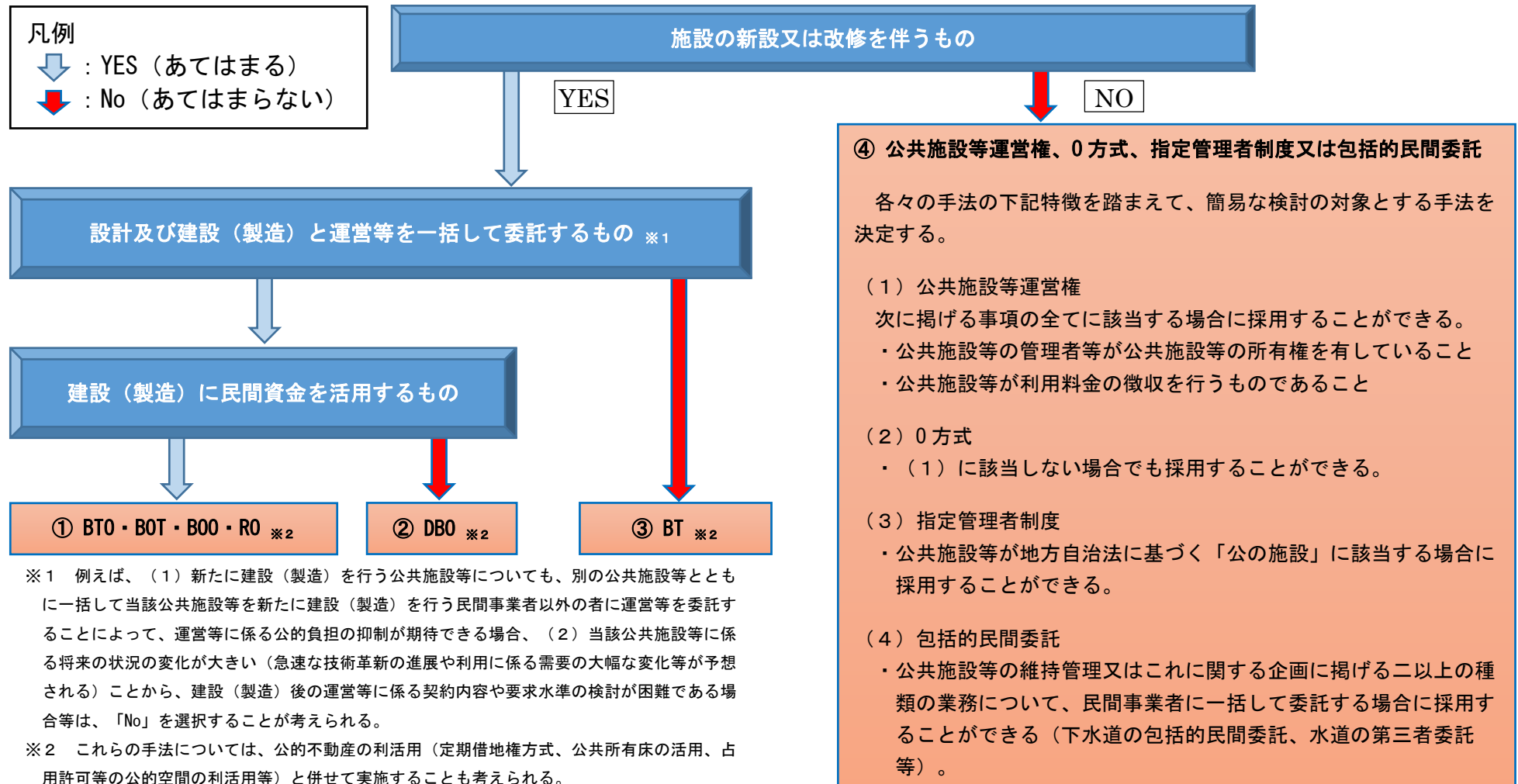
内閣府は、関係省庁の協力の下、国、地方公共団体及び公共法人に対して優先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとする。

これを踏まえ、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。

2 指針のポイント

指針 4 の一から三については、各市の状況を踏まえた上で、同趣旨の規定を優先的検討規程に置くことが考えられます。

採用手法選択フローチャート



PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等 (運営等 を除く。) 費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書 (記載例) ※

	従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等 (運営等 を除く。) 費用	50.0 億円	45.0 億円 (式: 50 億円 (整備費) × 0.9 (削減 率 10%) = 45 億円)
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当 たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用	10.0 億円 (式: 50 百万円 (運営等費) /年 × 20 年 (期間))	9.0 億円 (式: 50 百万円 (運営等費) /年 × 0.9 (削減率 10%) × 20 年 (期 間))
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の収入を元に 本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 (式: 10 百万円/年 (年間利用料金収 入) × 20 年 (期間))	2.2 億円 (式: 10 百万円/年 (年間利用料金収 入) × 1.1 (増加率 10%) × 20 年 (期 間))
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当 たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 (式: 50 億円 (整備費用) × 75% (起債充当率) × 起債利率 1.3%・償 還期間 20 年の元利均等償還)	9.0 億円 (式: 45 億円 (整備費用) - 0.1 億円 (資本金) = 借入金 44.9 億円、借入 金の利率 1.8%・返済期間 20 年の元 利均等返済)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起 債償還方法 (償還期間、償還方法) を 元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率 に 0.5%ポイントを上乗せ
調査等費用	—	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業 務委託の費用の想定
税金	—	0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出
税引後損益	—	0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計 (現在価値)	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円、8.7%
その他 (前提条件等)	事業期間 20 年間 割引率 2.6%	

※ 本 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素はあくま
でも一例であり、下記の「記入上の注意」1に記載するとおり、個別の事業
の特性、経済情勢等に応じてその内容を記載することが必要です。

【記入上の注意】

1 全ての採用手法に共通する事項

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載する各費用等の要素については、個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率及び利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表（別紙4参照）に記入することで算定することが考えられます。

なお、各費用等の要素については、次の表に掲げるものについて記載することが考えられます。

簡易な検討における要素の要否

	① BTO・BOT・BOO・RO		② DBO		③ BT		④ 公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
公共施設等の運営等の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
利用料金収入	事案による	事案による	事案による	事案による	—	—	事案による （公共施設等運営権方式の場合必須）	事案による （公共施設等運営権方式の場合必須）
資金調達に要する費用	○	○	○ （官が調達）	○ （官が調達）	○ （官が調達）	○ （官が調達）	—	—
調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	※
税金（SPCに係るもの）	—	○	—	○	—	—	—	※
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）（SPCに係るもの）	—	○	—	○	—	—	—	※

※ 公共施設等運営権方式及びO方式の場合は計上することが必要な費用の要素

2 採用手法がフローチャート結果①の手法（BT0 方式等）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設的设计、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	$PSC \times 0.9$
公共施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.9$
利用料金収入	$PSC \times 1.1$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業のみに限ります。）
資金調達に要する費用	公共施設等の管理者等が自ら資金調達をした場合における金利に0.5%ポイントを上乘せした額 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	2500万円～6000万円程度
税金	損益 $\times 32.11\%$ （平成27年度法人実効税率） ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算。 ただし、BOT方式及びBOO方式の場合にあっては、別

	途不動産の取得及び保有に係る税負担が発生することに留意。
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	資本金の額：1000万円～1億円 EIRR：5%（EIRR（Equity Internal Rate of Return）とは投資家から見た内部収益率のこと。資本金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなる割引率。今回は便宜的に「配当」ではなく「税引後損益＋割賦原価－借入金元本償還」で計算。以下同じ。） ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算

- ※ 幅のあるものについては、特段の事情がない限り最低の金額を用いることが考えられます。
- ※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。
- ※ 不動産の取得及び保有に係る税負担としては、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が考えられますが、BOT方式についてはこれらについてそれぞれ次に掲げる租税特別措置があります。
- ・ 不動産取得税：PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（詳細については地方税法附則第11条第6項及び第8項を参照してください）
 - ・ 固定資産税及び都市計画税：PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋及び償却資産の課税標準を2分の1とする特例措置（詳細については地方税法附則第15条第17項及び20項を参照してください）
- ※ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用、公共施設等の運営等の費用については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均費用削減率が約10%であったことから $PSC \times 0.9$ としています。
- ※ 利用料金収入については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均利用料金収入増加率が約10%であったことから $PSC \times 1.1$ としています。
- ※ 公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用については、共同発行市場公募地方債の過去10年間（平成17年度～平成26年度）平均約1.3%を勘案して1.3%としています。一方、民間事業者の資金調達に要する費用については、PFI事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高いことが想定されるため、公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用に0.5%ポイント上乗せした1.8%としています。
- ※ 調査に要する費用については、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」（平成17年3月内閣府民間資金等活用事業推進室）における導入可能性調査費用（400万円～700万円程度）及びアドバイザー業務費用

(2,000万円～5,000万円程度)を合計し、2500万円～6000万円程度としています。

※ 民間事業者の適正な利益については、「VFM簡易計算ソフト」(平成20年国土交通省)及び「公立学校耐震化PFIマニュアル」(平成20年10月文部科学省)を参考にしています。

三 その他の仮定

事業期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間
割引率	2.6% ※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて現在価値化

※ 平成25年度及び平成26年度に実施方針が公表されたPFI事業のうちVFM評価が公表されているものの割引率の平均が約2.6%であることから、2.6%としています。

3 採用手法がフローチャート結果②の手法（DBO方式）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設的设计、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	$PSC \times 0.9$
公共施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.9$
利用料金収入	$PSC \times 1.1$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。）
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2500万円～6000万円程度
税金	損益 $\times 32.11\%$ （平成27年度法人実効税率） ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	資本金の額：1000万円～1億円 EIRR：5% ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算

※ 必要に応じて、上記2に記載している①の手法（BOT方式等）における算定方法の考え方を参照してください。

4 採用手法がフローチャート結果③の手法（BT方式）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	基本構想又は基本計画等において想定されている施設 の設計、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を 行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び 配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	$PSC \times 0.9$
公共施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2500万円～6000万円程度
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び 配当（税引後損益）	算入しない

※ 必要に応じて、上記2に記載している①の手法（BT0方式等）における算定方法の考え方を参照してください。

5 採用手法がフローチャート結果④の手法（公共施設等運営権、0方式、指定管理者制度又は包括的民間委託）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	算入しない
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	算入しない
公共施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.94$
利用料金収入	利用料金収入がある場合には、 $PSC \times 1.02$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業のみに限ります。）
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。

※ 上表は、指定管理制度を前提としたものですが、これ以外の民間事業者に運営等の業務を委託する手法（公共施設運営権方式、0方式、下水道の包括

的民間委託、水道の第三者委託等)を活用できる場合は、当該手法を活用することでより効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる場合もあります。

例えば、公共施設運営権方式を活用する場合には、いわゆる更新投資や利用料金の決定等を含め民間事業者に委ねることにより、運営等費の削減率、利用料金収入の増加率がより高まり、調査等が発生することを勘案しても、採用手法の費用総額がより一層削減することが期待できます。

※ 公共施設等の運営等の費用については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」(平成20年12月内閣府政策統括官(経済財政分析担当))における費用削減率が約6%であったことから $PSC \times 0.94$ としています。

※ 利用料金収入については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」における利用料金収入増加率が約2%であったことから $PSC \times 1.02$ としています。